

## 埼玉県立大学学生表彰規程

平成22年4月1日  
規程第124号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学則第37条で規定する学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当すると認められる本学の学生又は団体とする。

一 学術研究活動において次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 全国規模又は都道府県規模の学会等から賞を受けるなど、高い評価を受けたもの

イ 学業成績又は研究業績が特に優秀であると認められるもの

二 課外活動において次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 全国規模又は都道府県規模の競技会、講演会等において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの

イ 公的機関等から表彰を受けるなど、高い評価を受けたもの

三 社会活動において次のいずれかに該当すると認められるもの

ア ボランティア活動において公的機関等から表彰を受けるなど社会的に高い評価を受けたもの

イ 人命救助、犯罪防止、災害救助等により公的機関等から表彰を受けるなど社会的に高い評価を受けたもの

ウ その他社会活動において特に顕著な功績をあげたと認められるもの

四 前各号のほか、表彰に値する行為があったと認められるもの

(候補者の推薦)

第3条 教職員又は学生は、前条各号に掲げるいずれかに該当し表彰にふさわしい候補者について、「推薦書（様式第1号）」により学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条により推薦された候補者を学生支援委員会の議を経て、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、「表彰状（様式第2号）」により学長が行う。ただし、次条により毎年一定の時期を定めて行う表彰以外の表彰における表彰状の授与については、この限りでない。

(表彰の時期)

第6条 表彰は毎年一定の時期を定めて行う。ただし、速やかに表彰することが必要と認められる場合は、適宜行うことができる。

(表彰の取消し)

第7条 この規程により表彰を受けたものが、表彰対象となった行為等に関して虚偽の申告や不正等を行ったことが発覚したとき、又はその榮譽を汚すと認められる行為を行ったときは、学長は、学生支援委員会の議を経て、表彰を取り消し、授与した表彰状を返還させることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

推薦書

年 月 日

（あて先）

埼玉県立大学学長

推薦者	学科・専修名
	氏 名
	連 絡 先

下記のものは、埼玉県立大学学生表彰規程第2条第 号に該当すると認められるので推薦します。

記

- 1 推薦する学生  
又は団体名  
氏名又は団体名（代表者名）  
学科・専修名（団体にあつては代表者について記載）  
学年  
連絡先
- 2 推薦理由
- 3 関係書類  
別添  
（例：賞状等の写し、新聞報道等）
- 4 学科・専攻又は専修・領域を担当する大学教員による協議・承認の有無  
有 ・ 無（不要） （どちらかに丸を付けてください。）

※推薦理由が学術研究活動（埼玉県立大学学生表彰規程第2条第一号）の場合、学部の学生にあつては各学科・専攻、大学院の学生にあつては専修又は領域を担当する大学院教員による協議・承認が必要です。

表彰状

氏名又は団体名 様

あなたは〇〇〇〇において優れた評価を受け  
本学の名誉を高めました  
ここにその努力（功績）を称え表彰します

年 月 日

埼玉県立大学

学長 〇〇〇〇

印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができる。  
表彰状の様式は、A4判縦長横書きとする。